令和6年度は

税務課資産税係 直 0263 3063 9

ます。今回は、その概要を動するため、3年に1度、地価や物価変動などにより 価や物価変動などにより価格 地や家屋などに課税される固定資産税は、 今回は、その概要をお伝えします。 評価替えを行っ 評価 額 が 変

て課税される や家屋の資産価値に応じ 「固定資産税

○家屋 ○土地

居宅、店舗、工場、物置など

宅地、

 \blacksquare

炟

山林など

○償却資産

土地および家屋以外の

毎年1月1日に土地や家 さらに、 ・その資 市街化

ています。 る「都市計画税」も併せて課税し 公園などの都市施設整備に使わ 区域内の土地や家屋には、 課税しています。 産価値に応じた「固定資産税」を 個人や法人などに対して、 屋などの固定資産を所有している 固定資産税と都市計画 道路や n

> 1度見直 固定資産の評価額は3年に

できる構築物、機械、器具、備品など 事業用資産で、事業に用いることが

価額 ます。 詳細についてご確認ください 課税資産明細書を発送しますの 地の評価額の上昇が見込まれてい す。令和6年度は市街地などで土 慮した評価の見直しを行っていま について、 に1度、市内すべての土地や家屋 価変動の影響を受けるため、 固定資産の評価 などを記載した納税通知書と 4月上旬に評価替え後の評 過去3年間の変動を考 額は、 地 価や 3 年

上で重要な財源となっています。

土地や家屋などが課税対象

固定資産税の課税対象となる資

50%を占め、 税を合わせると、

行政サービスを行う

市の税収の

産は、

次のとおりです。

固定資産の税額が決まるまでの流れ

- 評価替えで決定した評価額の基準を基に、毎年1月1日(賦 課期日)現在の状況で固定資産を評価して評価額を決定します。 さらに、特例などを適用して、税額の基礎となる課税標準額 を算定します。
 - ・既存家屋の経過年数による減価
 - ・売買による固定資産の名義変更 など
- 税額を計算します。

税 額

固定資産税 ×(税率)1.4% 都市計画税* ×(税率)0.2%

※市街化区域内の土地や家屋所有者に課税されます。

税額などを記載した納税通知書と、固定資産の内訳や評価額 を記載した課税資産明細書を、4月上旬に納税義務者の皆さ んに発送します。

+

課税資産明細書は 大切に保管を

課税資産明細書は、確定申告で事業所得 などの経費のうち、租税公課を計算する時 などに利用することができます。申告時期 まで大切に保管してください。



評価替えの内容



■土地

令和5年1月1日を価格調査基準 日とした、不動産鑑定評価および 地価公示価格から求められた価格 の7割をめどに、評価額を算定し ます。さらに、令和5年7月1日 までの半年間に地価が下落した場 合、評価額に反映させます。

■既存家屋

建築物価の変動割合(物価上昇率) や、建築後の経過年数による減価 を考慮した率を乗じて、評価額を 算定します。

※新築家屋の場合は、評価の対象と なった家屋と同一のものを新築する とした場合に必要とされる建築費 (再建築価格) に、1年分の減価を 考慮した率を乗じて、評価額を算出 しています。

固定資産税 よくある質問

Q&A

その他の詳細 は、お問い合 わせいただく か、市ホーム ページをご覧 ください。





- Aさんは、令和5年11月に自己所有地をBさ んに売却し、令和6年2月に所有権移転登記 を済ませました。令和6年度の固定資産税は AさんとBさんのどちらに課税されますか?
- ▲ Aさんに課税されます。土地や家屋について は、毎年1月1日現在、登記簿に記載されて いる所有者に対して当該年度分の固定資産税 を課税することになっています。
- 私の家は、評価替え後も評価額が下がりませ んでした。年数が経つに従って評価額が下が るのではないのですか?
- △ 家屋は、現在の建築物価を反映させる「再建 築方式」という方法で評価替えを行うため、 建築後の経過による減価率よりも物価の上昇 が大きい場合などは、見直し前の評価額を上 回ることがあります。この場合は、評価替え 後の評価額を見直し前の評価額に据え置くこ ととされているため、評価額が下がらないこ とがあります。

- 令和5年10月に住宅を壊し更地にしたところ、 令和6年度分から土地の税額が急に高くなりま した。なぜですか?
- 税額が高くなったのは、特例が外れたためで す。土地の上に一定の要件を満たす住宅があ ると「住宅用地に対する課税標準の特例」が 適用され、税負担の軽減措置がとられます。 しかし、住宅の滅失や建物 (家屋) としての 用途を住宅以外に変更すると本特例の適用対 象外となります。
- 令和2年5月に新築した住宅の税額が、令和 6年度分から高くなりました。なぜですか?
- 税額が高くなったのは、減額措置が終了して本 来の税額に戻ったためです。新築した住宅は、 一定の要件を満たす場合、初めて固定資産税 が課税された年度から3年度分に限り、税額 が減額されます。

※認定長期優良住宅に指定された場合は、減 額期間は5年度分になります。

CHECK

4月以降に窓口で固定資産の

課税内容を確認できます

縦覧帳簿の縦覧

年末年始を除く)

閲覧できる内容

(名寄帳) 評価

令和6年度分の台帳の閲覧開始日

人・借家人、処分の権利を有する人

4月1日別(土·日曜日、祝

覧し、自分のものと比較すること 有以外の土地、家屋の評価額を縦 固定資産税の納税者が、 税者および代理人 市内の土地や家屋を所有する納 評価額が適正か確認できます。 本人所

(土・日曜日、祝日を除く) 4月1日月~30日火

期間

確認できる内容 ○土地価格縦覧帳簿 所在地番、課税地目、

時間 場所 課税台帳の閲覧」 縦覧帳簿の縦覧」と固定資産の .月1日以降に、 評価額などが確認できる 市役所1階税務課資産税係 午前8時半~午後5時15分 ができます。 評価替え後の

(⑤番窓口)

持ち物

るもの

対象 納税義務者および代理人、借地

○法人の場合は、社印または代 ○顔写真付きの本人確認ができ ○委任状(納税義務者から委任 ンバーカードなど) 表者印および委任状 を受けている場合) (運転免許証、 マイナ 0)

ができます。 部分の評価額などを閲覧すること 他、 納税者本人や同居する家族など 使用または収益の対象となる 土地・建物を借りている人

手数料

課税台帳の閲覧

※いずれも個人情報保護の 所有者名は記載されていません。 所在地番、 床面積、 家屋番号、 評価額 種

○固定資産課税台帳 産の課税標準額など 土地、家屋の面積、 税相当額などの明細、

償却資

額

利関係書を持参してください。 ※借地人・借家人などは賃貸借契 処分の権利を有する人は権

○4月1日月~30日火 ○5月1日冰以降 (市の証明印が必要な場合や令 和5年度以前のものは有料 無料

○家屋価格縦覧帳簿

積、評価額